

○ 政策目標 8 - 1 : 地震再保険事業の健全な運営

政策目標の内容及び
目標設定の考え方

地震再保険事業は、民間の損害保険会社が引き受けた地震保険の責任の一部を政府が再保険するもので、地震被害が大きく、損害額が巨額に上る場合、民間の損害保険会社だけでは支払いが困難になるので、損害額が一定の額を超過した場合、その超過した部分について、国が再保険金を支払うという仕組みです。地震再保険事業は、地震被害に遭った場合の被災者の生活の安定や生活再建等に寄与することを政策の目標としています。

この目標を実現するためには、地震再保険事業を適切かつ健全に運営することが重要であることから、安定的な制度実現に向けた不断の検討・見直しを行うとともに、迅速・確実な再保険金の支払いを行っています。また、保険会社等に対して、地震保険の普及活動等を積極的に行うよう指導・助言するとともに、地震保険検査を実施しています。

上記の「政策目標」を達成するための「施策」

政8-1-1：地震保険制度の安定的な運営

政8-1-2：地震保険の普及

政8-1-3：地震保険検査の実施

関連する内閣の基本方針

該当なし

施策 政8-1-1：地震保険制度の安定的な運営

取組内容

被災者の生活の安定に寄与するとの地震保険の目的を達成するため、迅速・確実な再保険金の支払いを確保するなど、官民連携して契約者に対し保険金を迅速に支払うよう努めています。こうした中で、東日本大震災や熊本地震を起因とする保険金支払いにより、民間の負担力が低下するとともに、今後も首都直下地震、南海トラフ地震及び北海道沖地震等の発生が懸念され、地震保険制度の強靱性が求められています。

これまで、安定的な制度実現に向けた不断の検討・見直しを行ってきており、東日本大震災の発生を受けて、平成24年から平成27年にかけて開催した「地震保険制度に関するプロジェクトチーム」（以下「PT」という。）及びPTフォローアップ会合において、料率改定や商品性見直し等の課題についての議論を行いました。その結果を踏まえ、平成29年1月には、損害区分をより細分化することにより、損害の実態に照らし保険金支払割合の格差を縮小する「地震保険に関する法律施行令」の一部改正を施行しました。

平成30年度には、自然災害に対処する政府の取組を取り巻く環境の変化への対応や地震保険制度の更なる強靱性向上に向けた検討を行うなど、引き続き地震保険制度の安定的な運営が確保されるよう努めます。

定性的な測定指標

[主要] 政8-1-1-B-1：安定的な地震保険制度の実現 [新]

(平成30年度目標)

地震保険制度について、自然災害に対処する政府の取組を取り巻く環境の変化への対応や地震保険制度の更なる強靱性向上に向けた検討を行い、あわせて契約者に保険金が迅速に支払われるよう、迅速・確実に再保険金を支払うことで、契約者の安心感を確保するよう努めます。

	(目標値の設定の根拠) 中央防災会議防災対策実行会議において、現在の科学的知見では確度の高い地震予測は難しいとされる一方で、南海トラフ地震に対する新たな防災対応の検討が行われるなど、地震保険制度を取り巻く環境は変化しています。PT報告書においても、「地震国日本における安心の拠り所として地震保険をより良いものとするべく鋭意取り組むことを求める」とされています。あわせて、被災者の生活の安定に寄与するためには、迅速に保険金が契約者に支払われるよう、再保険金を迅速・確実に支払うことが重要であることから、目標とします。
今回廃止した測定指標とその理由	
該当なし	
参考指標	○参考指標 1 「地震保険制度における政府と民間の責任（危険）準備金残高」 ○参考指標 2 「過去の地震災害の支払額（元受保険会社の支払額）」
施策	政8-1-2：地震保険の普及
取組内容	引き続き、広く国民の目に留まるような積極的な広報活動に努めます。また、保険会社等における地震保険の説明についてその充実を図ることにより、周知啓発を強化していくこととします。 具体的な周知啓発の内容については、例えば、 ・ 我が国においては全国どこでも地震発生の可能性があること、 ・ 特に巨大地震が起きたときの被害が甚大である地震危険に対する意識を高めること、 ・ 地震による被災後の生活再建に大きく寄与するといった地震保険の必要性を認識してもらうこと、 ・ ノーロス・ノープロフィットの原則（用語集参照）により保険料が通常の損害保険より割安、政府が再保険を行うことにより低廉な保険料で巨大地震にも対応する制度、地震保険料控除などの税のメリットがあることなど保険料水準に対する理解を得ること、 といった様々な工夫を行っていきます。 また、PT報告書及びPTフォローアップ会合では、地震保険の更なる普及促進の必要性が確認されています。複数段階で予定されている地震保険料率の引上げの1回目が平成29年1月に実施されているところですが、官民挙げて地震保険の更なる普及促進に努めます。
定性的な測定指標	
〔主要〕 政8-1-2-B-1：地震保険の普及促進に向けた取組〔新〕	
(平成30年度目標) 財務省ウェブサイトやSNSを活用した広報活動を実施するほか、損害保険業界と意見交換などを行い、官民挙げて地震保険の更なる普及促進に努めます。	
(目標値の設定の根拠) ①PT報告書、②PTフォローアップ会合、③平成28年11月28日の行政改革推進会議の特別会計に関する検討の結果の取りまとめ、において、地震保険の更なる普及促進の必要性が確認されたこと等を踏まえ、地震保険の普及促進を目標として設定しました。	

今回廃止した測定指標とその理由	
○（旧）測定指標政8-1-1-A-1「地震保険の普及率等の推移」 （理由） 地震保険の普及の取組に係る測定指標として、地震保険の普及率（世帯数に対する地震保険契約件数の割合を表したもの）及び付帯率（新規に契約された住宅向けの火災保険契約件数のうち、地震保険を付帯した件数の割合を表したもの）を使用していましたが、これらの指標については、①平成29年度財務省行政事業レビューにおいて委員から「財務省が能動的に動いて上昇するものではなく、より適切な成果目標の設定の検討に努めること」との指摘を受けていること、②大地震の発生や世帯数・共済への加入者数の影響といった、地震保険への加入促進の取組の成果を反映しない他律的要因による面があることから、参考指標とすることとしました。	
参考指標	○参考指標 1「地震保険の普及率等の推移」

施策	政8-1-3：地震保険検査の実施					
取組内容	地震保険を取り扱う損害保険会社等に対して実施する地震保険検査については、「地震保険に関する法律」（昭和41年法律第73号）第9条に基づき、政府の再保険事業の健全な経営を確保するため、保険会社等が行う地震保険契約において、限度額を超える契約を行っていないか、また、損害区分の認定を誤っていないか等の視点で関係する書類の検査を実施し、その検査先数を目指します。					
定量的な測定指標						
[主要] 政8-1-3-A-1：地震 保険検査先数の 推移	年度	平成26年度	27年度	28年度	29年度	30年度目標値
	目標値	5 社	5 社	5 社	5 社	5 社
	実績値	5 社	5 社	5 社	N. A.	
(出所) 大臣官房政策金融課調 (目標値の設定の根拠) 地震保険の引き受けを行っている保険会社等（平成29年4月時点：30社）のうち、検査の必要性が認められる保険会社等に対して、おおむね3年から4年の周期で実施しており、平成30年度は5社を目標値としています。						
今回廃止した測定指標とその理由						
該当なし						
参考指標	該当なし					

政策目標に係る予算額	平成27年度	28年度	29年度	30年度当初	平成30年度行政事業レビュー番号
（項）再保険費	139,123,061千円	152,929,116千円	179,457,197千円	186,843,599千円	
（事項）地震再保険金支払に必要な経費	139,123,061千円	152,929,116千円	179,457,197千円	186,843,599千円	
地震再保険事業	139,123,061千円	152,929,116千円	179,457,197千円	186,843,599千円	0055
（項）事務取扱費	2,162千円	2,137千円	2,141千円	2,141千円	

(財務省 30 政 8 - 1)

	(事項) 地震再保険事業 に必要な経費	2, 162千円	2, 137千円	2, 141千円	2, 141千円	行政事業レビュー の対象外
	合計	139, 125, 223千円	152, 931, 253千円	179, 459, 338千円	186, 845, 740千円	

(注) 「政策目標に係る予算額」の表中には、政策目標 8 - 1 に係る予算額を記載しています。

担当部局名	大臣官房政策金融課	政策評価実施予定時期	平成31年 6 月
-------	-----------	------------	-----------